

環境 だより



平成31年度

住宅用地球温暖化対策 設置費補助金の変更

町では、地球温暖化防止のためや
クリーンエネルギー利用促進のため
補助金を交付しています。その補助
対象を平成31年度から次のとおり変
更します。

補助対象者

補助金の交付を申請する時点にお
いて、3つの補助対象システム（下
記、補助対象設備）を同時に設置
し、次の要件を満たす者

▽町内で自己所有であり、居宅に対
象システムを設置しようとする者
▽町内で自身で居住するため、新築
する住宅にあわせて対象システム
を設置しようとする者

▽町内で自身が居住するため建売住
宅供給者から対象システム付き新
築住宅を購入しようとする者

※ただし、住宅が店舗等併用住宅の
場合は、延べ床面積の2分の1以
上を住宅の用に供するものに限る。

補助対象設備【補助金額】

●住宅用太陽光発電システム（10キ
ロワット未満）

【太陽電池モジュールの最大出力値
（キロワット）×1万3200円
（限度額4キロワット5万2800
円）】

●家庭用エネルギー管理システム
（HEMS）【1基につき1万円】

●定置用リチウムイオン蓄電池
【1基につき10万円】

その他

※対象システムに対する補助金の交
付は、1世帯につき1回限りです。

※予算額に達した時点で、受付終了
とさせていただきます。

※事業実績報告書は、申請した年度
内に必ず提出してください。

可燃ごみボックス

無償貸出し

可燃ごみボックスを設置すること
により、カラスによる可燃ごみの散
乱を防ぎ、環境衛生の保全を図ると
共に、可燃ごみ置場の集約をおこな

い、回収効率を上げることが目的と
して、可燃ごみボックスの無償貸出
しを始めます。

対象者は、可燃ごみボックス設置
基準を守り、維持管理することがで
きる利用者となります。

利用世帯数

可燃ごみボックス1台に、7世
帯以上での利用があること

設置場所等

▽可燃ごみ収集経路であること
（ただし、経路を変更すること
により集約できる場合は、この
限りではありません）。

▽原則として公道に面し、歩行者
等の通行の妨げにならない場所
であること。

▽交差点、交差点の隅切り、横断
歩道、消火栓または消防用防火
水槽マンホール上でないこと。

▽道路交通法（昭和35年法律第
105号）に抵触することなく、
ごみ収集車が停車して安全に収
集作業をおこなうことができる

場所であること。

▽設置場所に隣接または相対する
民家等がある場合は、当該民家
等の住民または、管理者の了承
を得た場所であること。

▽設置場所が個人所有の土地であ
る場合は、所有者の了承を得た
場所であること。

▽設置場所前に側溝がある場合
は、側溝蓋等を設置すること。

▽可燃ごみボックスとごみ収集車
の停車位置の間に収集作業の障
害となる物がなくこと。

▽設置場所が共同住宅およびア
パート、コーポ等の専用ごみ置
き場でないこと。

